

# 令和3年度からの豊川用水賦課金の賦課徴収方法 の変更について

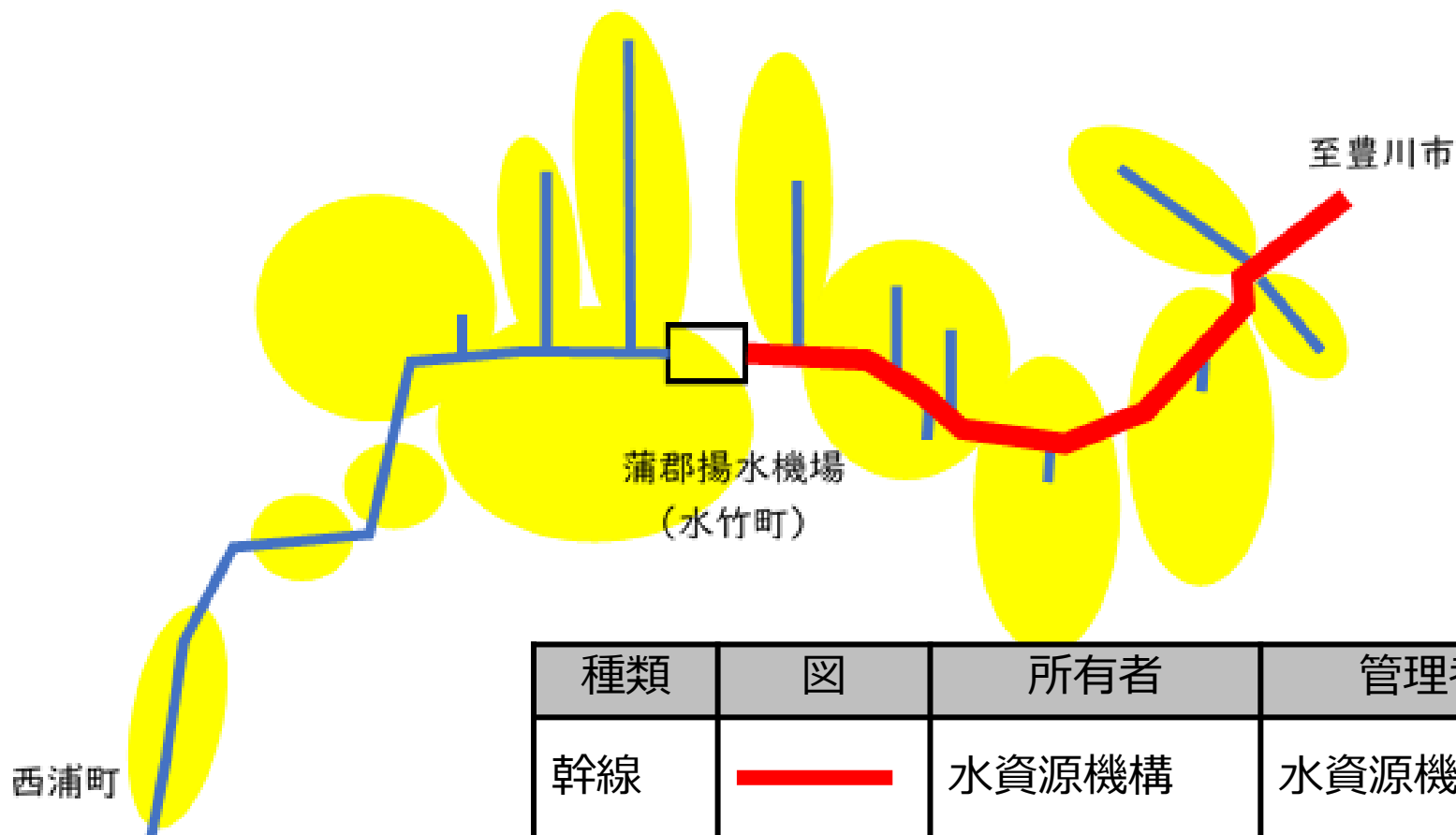





蒲郡市土地改良区

## ○令和3年度からの変更のポイント

- ① 現在、年1回、5月の賦課徴収が、5月に蒲郡市土地改良区から、7月に豊川総合用水土地改良区からの年2回の賦課徴収に変わります。
  
- ② お支払いいただく金額は、基本的に現在と変わりません。  
(一旦、現在よりも多く支払っていただきますが、お支払い完了後、差額相当額の交付金をお支払いします。)

# ○豊川用水の管理について



種類	図	所有者	管理者	賦課権者
幹線		水資源機構	水資源機構	豊川総合用水 土地改良区
支線		水資源機構	豊川総合用水 土地改良区	豊川総合用水 土地改良区
畑かん		水資源機構	蒲郡市土地 改良区	蒲郡市土地 改良区

## ○蒲郡市土地改良区と豊川総合用水土地改良区の賦課金について

蒲郡以外

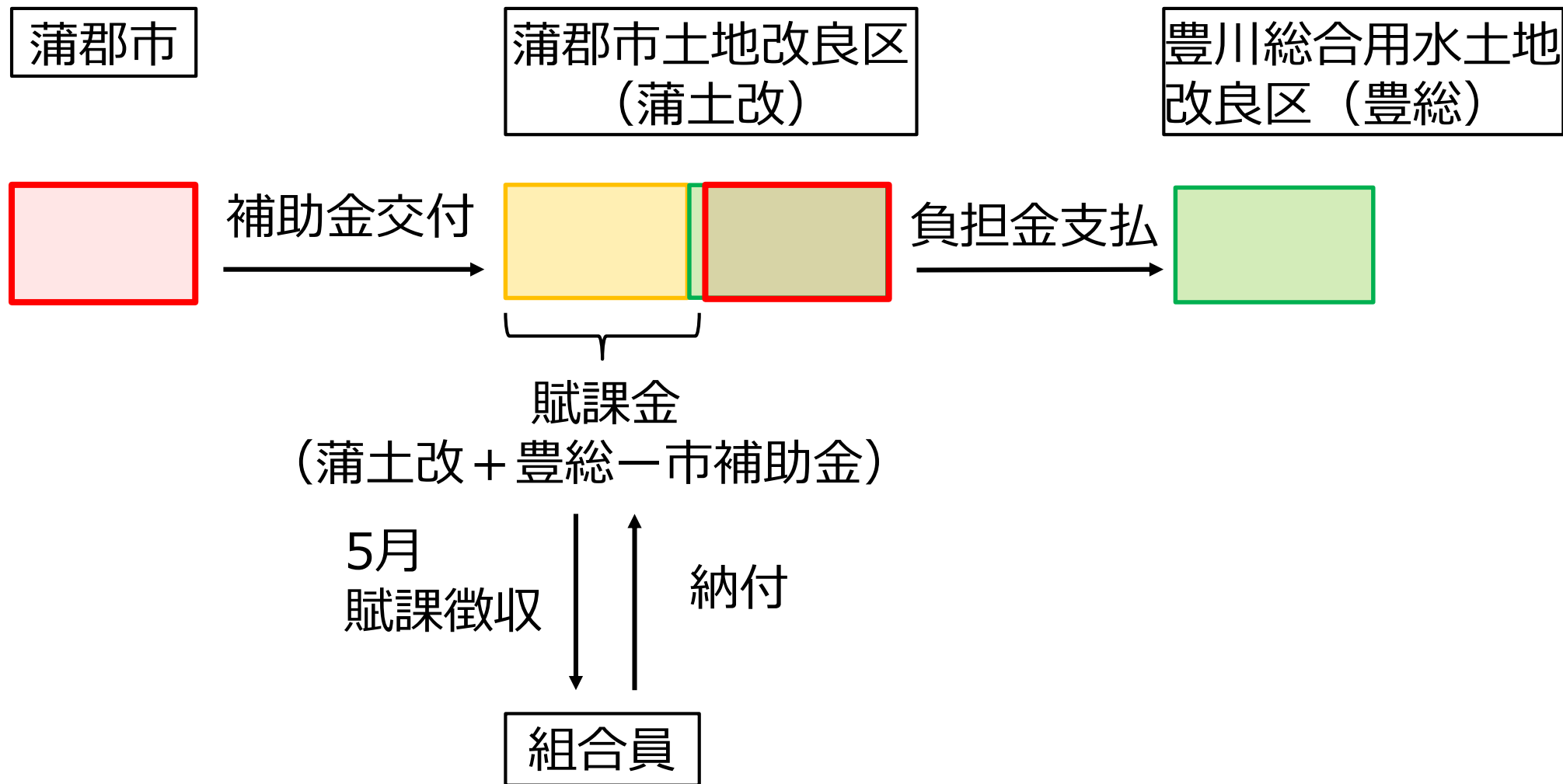
2つの土地改良区がそれぞれ組合員さんから集めている。

蒲郡

蒲郡市からの補助金を使って、みなさんから集めるお金を少なくするため、2つの土地改良区の賦課金を一緒に集めている。

**⇒令和3年度からは、本来どおり、2つの土地改良区からそれぞれ集めさせていただくことになります。**

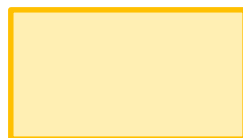
# ○令和2年度まで



# ○令和3年度から

蒲郡市土地改良区

賦課金



5月  
賦課徴収 ↓ ↑ 納付

豊川総合用水土地改良区

賦課金



7月  
賦課徴収 ↓ ↑ 納付

組合員

蒲郡市



補助金交付

蒲郡市土地改良区



9月以降  
交付金交付

組合員

## ○差額相当額の交付金支払いについて

①毎年5月10日前後

蒲郡市土地改良区→組合員 **申請書を送付**

(賦課金通知書に同封します)

②翌年3月31日まで

組合員→蒲郡市土地改良区 **申請書を提出**

③5月、7月

組合員→2つの土地改良区 **賦課金の支払い**

④9月以降

土地改良区→組合員 **交付金の支払い**

(申請書を提出し、2つの土地改良区の賦課金を支払って  
いただいた方)

## ○組合員のみなさんに行っていただきたいこと

### ①豊川総合用水土地改良区賦課金の口座振替手続き

⇒口座振替をご希望の方は、お送りした資料に同封されている預貯金口座振替依頼書を取扱金融機関へお届けください。

### ②情報提供同意書の提出

⇒令和3年4月末日までに蒲郡市土地改良区事務局（蒲郡市役所農林水産課内）にご提出ください。（FAX可 66-1188）



## ○農地等転用決済金の分離について

豊川用水受益地を転用等により地区除外される場合に納めていただく決済金についても、令和3年度から別々に納めていただくこととなります。

賦課金と同様、一旦、現在よりも金額が増えることとなります。

支払っていただいた後に、蒲郡市からの負担金を使って交付金をお支払いします。

## ○問い合わせ先

### ① 蒲郡市土地改良区（蒲郡市役所 農林水産課内）

電話 0 5 3 3 - 6 6 - 1 1 2 8

FAX 0 5 3 3 - 6 6 - 1 1 8 8

### ② 豊川総合用水土地改良区

電話 0 5 3 2 - 5 4 - 8 2 7 8

FAX 0 5 3 2 - 5 4 - 8 2 9 2